

## 公共調達の適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品役務等）

物品役務等の名称及び数量	契約担当官氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
R8常陸河川国道事務所広報業務	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局 常陸河川国道事務所長 佐々木 哲也 茨城県水戸市千波町1962-2	令和8年5月14日	株式会社茨城新聞社 茨城県水戸市笠原町978-25 茨城県開発公社ビル	6050001037106	本業務は、常陸河川国道事務所管内において、河川や道路の注意喚起情報等について、新聞やラジオ等の媒体を活用し、地域住民や道路利用者への情報提供を行うものである。 本業務を遂行するためには、高度な企画力を必要とする事から、技術力、経験などを含めた技術提案を求め、企画競争により選定を行った。 企画提案書をふまえ当該業務を実施するのに適切と認められたため契約を行うものである。  適用法令 会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号	非公表	9,394,000円	—		
R8常陸管内不動産鑑定評価等業務（河川1）	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局 常陸河川国道事務所長 佐々木 哲也 茨城県水戸市千波町1962-2	令和8年5月29日	大月不動産鑑定 茨城県水戸市五軒町1-4-19 茨城県酒造会館	—	本業務は、常陸河川国道事務所が実施する事業に必要な土地等の取得等及びこれに伴う損失の補償等に関する業務の不動産鑑定評価の依頼を行うことを目的とする。 本業務は、高度な分析・判断力を要することから、経験、分析手法等を含めた提案を求め、公平性、客観性、透明性が確保されている企画競争を採用した。 業者選定にあたっては、「地価公示標準地又は地価調査標準地の評価等に関する実績」、「鑑定評価実績」、「業務実施方針」、「取組指針」について企画提案書の審査を行い、企画競争委員会において、総合的に最も優れた業者として特定されたものである。 当該業務を最も適切に遂行できる業者として、契約を行うものである。  適用法令 会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号	非公表	221,000円 （基準価格）	—		単価契約 予定調達総額 550,000円
R8常陸管内不動産鑑定評価等業務（河川2）	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局 常陸河川国道事務所長 佐々木 哲也 茨城県水戸市千波町1962-2	令和8年5月29日	後藤不動産鑑定 茨城県日立市大みか町4-18-15	—	本業務は、常陸河川国道事務所が実施する事業に必要な土地等の取得等及びこれに伴う損失の補償等に関する業務の不動産鑑定評価の依頼を行うことを目的とする。 本業務は、高度な分析・判断力を要することから、経験、分析手法等を含めた提案を求め、公平性、客観性、透明性が確保されている企画競争を採用した。 業者選定にあたっては、「地価公示標準地又は地価調査標準地の評価等に関する実績」、「鑑定評価実績」、「業務実施方針」、「取組指針」について企画提案書の審査を行い、企画競争委員会において、総合的に最も優れた業者として特定されたものである。 当該業務を最も適切に遂行できる業者として、契約を行うものである。  適用法令 会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号	非公表	221,000円 （基準価格）	—		単価契約 予定調達総額 550,000円
R8常陸管内不動産鑑定評価等業務（河川3）	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局 常陸河川国道事務所長 佐々木 哲也 茨城県水戸市千波町1962-2	令和8年5月29日	大月不動産鑑定 茨城県水戸市五軒町1-4-19 茨城県酒造会館	—	本業務は、常陸河川国道事務所が実施する事業に必要な土地等の取得等及びこれに伴う損失の補償等に関する業務の不動産鑑定評価の依頼を行うことを目的とする。 本業務は、高度な分析・判断力を要することから、経験、分析手法等を含めた提案を求め、公平性、客観性、透明性が確保されている企画競争を採用した。 業者選定にあたっては、「地価公示標準地又は地価調査標準地の評価等に関する実績」、「鑑定評価実績」、「業務実施方針」、「取組指針」について企画提案書の審査を行い、企画競争委員会において、総合的に最も優れた業者として特定されたものである。 当該業務を最も適切に遂行できる業者として、契約を行うものである。  適用法令 会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号	非公表	221,000円 （基準価格）	—		単価契約 予定調達総額 1,525,700円
R8常陸管内不動産鑑定評価等業務（河川4）	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局 常陸河川国道事務所長 佐々木 哲也 茨城県水戸市千波町1962-2	令和8年5月29日	株式会社宮本不動産鑑定事務所 茨城県猿島郡境町104番地の5	305000101392	本業務は、常陸河川国道事務所が実施する事業に必要な土地等の取得等及びこれに伴う損失の補償等に関する業務の不動産鑑定評価の依頼を行うことを目的とする。 本業務は、高度な分析・判断力を要することから、経験、分析手法等を含めた提案を求め、公平性、客観性、透明性が確保されている企画競争を採用した。 業者選定にあたっては、「地価公示標準地又は地価調査標準地の評価等に関する実績」、「鑑定評価実績」、「業務実施方針」、「取組指針」について企画提案書の審査を行い、企画競争委員会において、総合的に最も優れた業者として特定されたものである。 当該業務を最も適切に遂行できる業者として、契約を行うものである。  適用法令 会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号	非公表	221,000円 （基準価格）	—		単価契約 予定調達総額 1,525,700円

## 公共調達の適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品役務等）

物品役務等の名称及び数量	契約担当官氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
R 8 常陸管内不動産鑑定評価等業務（道路1）	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局 常陸河川国道事務所長 佐々木 哲也 茨城県水戸市千波町1 9 6 2 - 2	令和8年5月29日	株式会社宮本不動産鑑定事務所 茨城県鹿島郡境町1 0 4 番地の5	3050001013992	本業務は、常陸河川国道事務所が実施する事業に必要な土地等の取得等及びこれに伴う損失の補償等に関する業務の不動産鑑定評価の依頼を行うことを目的とする。 本業務は、高度な分析・判断力を要することから、経験、分析手法等を含めた提案を求め、公平性、客観性、透明性が確保されている企画競争を採用した。 業者選定にあたっては、「地価公示標準地又は地価調査基準地の評価等に関する実績」、「鑑定評価実績」、「業務実施方針」、「取組指針」について企画提案書の審査を行い、企画競争委員会において、総合的に最も優れた業者として特定されたものである。 当該業務を最も適切に遂行できる業者として、契約を行うものである。  適用法令 会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号	非公表	221,000円 （基準価格）	—		単価契約 予定調達総額 2,499,200円
R 8 常陸管内不動産鑑定評価等業務（道路2）	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局 常陸河川国道事務所長 佐々木 哲也 茨城県水戸市千波町1 9 6 2 - 2	令和8年5月29日	REA増田不動産鑑定事務所 茨城県坂東市岩井4 3 5 5 番1 0	—	本業務は、常陸河川国道事務所が実施する事業に必要な土地等の取得等及びこれに伴う損失の補償等に関する業務の不動産鑑定評価の依頼を行うことを目的とする。 本業務は、高度な分析・判断力を要することから、経験、分析手法等を含めた提案を求め、公平性、客観性、透明性が確保されている企画競争を採用した。 業者選定にあたっては、「地価公示標準地又は地価調査基準地の評価等に関する実績」、「鑑定評価実績」、「業務実施方針」、「取組指針」について企画提案書の審査を行い、企画競争委員会において、総合的に最も優れた業者として特定されたものである。 当該業務を最も適切に遂行できる業者として、契約を行うものである。  適用法令 会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号	非公表	221,000円 （基準価格）	—		単価契約 予定調達総額 2,499,200円
R 8 常陸管内不動産鑑定評価等業務（道路3）	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局 常陸河川国道事務所長 佐々木 哲也 茨城県水戸市千波町1 9 6 2 - 2	令和8年5月29日	後藤不動産鑑定 茨城県日立市大みか町4 - 1 8 - 1 5	—	本業務は、常陸河川国道事務所が実施する事業に必要な土地等の取得等及びこれに伴う損失の補償等に関する業務の不動産鑑定評価の依頼を行うことを目的とする。 本業務は、高度な分析・判断力を要することから、経験、分析手法等を含めた提案を求め、公平性、客観性、透明性が確保されている企画競争を採用した。 業者選定にあたっては、「地価公示標準地又は地価調査基準地の評価等に関する実績」、「鑑定評価実績」、「業務実施方針」、「取組指針」について企画提案書の審査を行い、企画競争委員会において、総合的に最も優れた業者として特定されたものである。 当該業務を最も適切に遂行できる業者として、契約を行うものである。  適用法令 会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号	非公表	221,000円 （基準価格）	—		単価契約 予定調達総額 2,567,290円
R 8 常陸管内不動産鑑定評価等業務（道路4）	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局 常陸河川国道事務所長 佐々木 哲也 茨城県水戸市千波町1 9 6 2 - 2	令和8年5月29日	大月不動産鑑定 茨城県水戸市五軒町1 - 4 - 1 9 茨城県酒造会館	—	本業務は、常陸河川国道事務所が実施する事業に必要な土地等の取得等及びこれに伴う損失の補償等に関する業務の不動産鑑定評価の依頼を行うことを目的とする。 本業務は、高度な分析・判断力を要することから、経験、分析手法等を含めた提案を求め、公平性、客観性、透明性が確保されている企画競争を採用した。 業者選定にあたっては、「地価公示標準地又は地価調査基準地の評価等に関する実績」、「鑑定評価実績」、「業務実施方針」、「取組指針」について企画提案書の審査を行い、企画競争委員会において、総合的に最も優れた業者として特定されたものである。 当該業務を最も適切に遂行できる業者として、契約を行うものである。  適用法令 会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号	非公表	221,000円 （基準価格）	—		単価契約 予定調達総額 2,567,290円